

『暖かい心を持つ資本主義』への転換——“民営郵政”改革の意義

「自由権」ではなく「社会権」としての郵便と小口・個人向け金融サービスの設計を

東京国際大学 経済学部

教授 田尻 嗣夫 2009.12.11

I 「2010 郵政改革」の意義

ジョン・メイナード・ケインズは、経済的効率性と社会的公正と個人的自由の3要素を結合することが人類の政治的課題であるとした。彼の没後、21世紀世界を特徴づけるグローバル化が加速する市場経済化と金融資本移動の巨大化は、実体経済と金融経済の両面から国民生活に大きな影響をもたらしつつある。

彼が提唱した市場経済を基軸に「暖かい心をもった資本主義」を目指す新しい政策体系の一環として、“民営郵政”の理念と効果を挙げる制度設計と経営管理体制を再構築することに郵政改革法案策定の意義がある。

1. 郵政三事業は、国民生活にとって「自由権」ではなく「社会権」

郵便と小口・個人の金融機会が、現代の経済社会において人間的な暮らしを営むことを可能にするパスポートである。したがって、その制度設計は国家の権力的な介入を排除し個人の自由を保障する「自由権」ではなく、生存権や勤労の権利、教育を受ける権利等と同じく国家が国民に保障すべき「社会権」概念に基づいて行なわれねばならない。

資料1 リテールバンキングで巧妙化する金融排除の態様

2. “展望なき国民負担”に歯止めをかける郵政改革法案を

民営・分社化後の郵政事業は、国民負担や不便・不快が先行している。具体的には、①送金・決済サービスなど手数料の引き上げ、②分社化で一元的対応ができなくなった郵便局窓口の待ち時間増加、③サービスの廃止・拠点閉鎖、④コンプライアンス違反ないし不適切な業務処理、④不透明な資産処分などが進行した。

民営・分社化は、郵貯・簡保事業が実質計2兆6000億円(国庫納付金1兆円、民営・分社化費用6000億円、国鉄債務処理の拠出金1兆円未返済)を負担する形で実施された。政府は、日本郵政グループの平成20年度法人税・事業税・住民税納付額は総額4718億円、加えて4子会社間の業務委託手数料への消費税(約700億円以上)など財政収入の果実を得た。

さらに、「2010 郵政改革」による組織再編成などで新経営形態への移行費用が追加支出される見通しで、本来なら郵貯・簡保の利用者・加入者に還元され国民福祉の向上に資すべき国民共有の貴重な資源が、将来展望なき制度改革とならないよう法案策定に注力されたい。

II 現行の郵政民営化法による日本郵政グループの構造的課題・体質の是正を

1. 郵政三事業一体運営体制を1持株会社4事業子会社にタテ/ヨコ分割したことで、「範囲の経済性」と「規模の経済性」を損ない非効率化している。
2. その結果、組織と人間の有機的な連携行動を要とするサービス業の特性が破壊され、郵便局の現場業務を中心に利便性が低下した。
3. 収益性、効率性の重視と公益性が希薄な郵政民営化法は、300兆円の郵貯・簡保資金を「官から民へ」還流させる理念と方途を示さなかった結果、国民的金融資産は「民から官へ」「地方から国へ」ますます流れ、このままでは郵便局が地方経済を疲弊さ

せる金融ネットワークと化すことも懸念される。

4. 政府が株式の100%を保有する「特殊会社」を法人格とする日本郵政が、私企業の論理を前面に押し出した結果、情報開示は量、質ともに低下し国民と郵便局の距離が大きく開いてしまった。郵政改革法案には、郵政三事業が国民の生活インフラであり日本郵政はその公益性を達成する事業体である使命を明記されたい。また、政府と日本郵政は、“国民共有の資産”を継承し社会階層の多様なニーズに応える社会性と使命感に満ちたメッセージ発信と成果還元の工程表を示すよう努力されたい。

III 郵政改革法案への提言

1. 日本郵政・郵便事業会社・郵便局会社を統合する「特殊会社」の傘下に、100%子会社としてゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を

郵便事業と郵便局ネットワークは、日本郵政が積み立てる地域貢献基金(年間交付見積額120億円)や、低料第3・4種郵便などを維持するための社会貢献基金(同60億円)では到底支えられるものではない。

郵便事業会社と郵便局会社の統合案は、資産規模は約5兆2000億円、社員数22万人に巨大化することで規模の経済性は確保できる半面、郵便局会社の手数料収入のうち郵便事業会社からの収入は15%に過ぎず、実施計画で予定された新規収益事業ではユニバーサルサービス維持の実効性を期待しがたい。

日本郵政と郵便事業会社、郵便局会社の三社を合併させた「日本郵便ネットワーク会社」の傘下に、100%子会社としてゆうちょ銀行とかんぽ生命保険をぶら下げるNTT型の三社体制を提唱する。これにより、実質的な郵政三事業の一体運営を実現し、金融2社の株式配当などで郵便事業を支えるのが現実的と思慮される。

資料2 日本郵政グループ再編成の選択肢

2. 「特殊会社」を法人格としつつも政府保有株式の一定比率を市場へ放出し、地方公共団体や市民が「陳情」ではなく「株主権行使」による経営参画の道を

「特殊会社」形態には、①公社公団形態より株式会社としての企業性を発揮し易い、②NTT法のような根拠法でユニバーサルサービスの義務化が可能など公共性を担保し易い、③政府や一般株主の議決権や事業法による許認可など多様なガバナンスが可能という利点があるので、この基本線は崩すべきでない。

資料3 『特殊会社』形態のメリット

しかし、株式の恒久的な100%国有は好ましくない。昭和の時代には、「公益性」は国の利益と同義語だったが、少数者の利益も守られるべき平成の時代における公益性とは「多様な国民の利益」と読みかえられるべきである。

わが国でも約3000万人とされる個人株主の大部分は、会社経営には無関心ながら配当や値上がり益を狙い、期待はずれなら株式を売って静かに離れていくため経営行動のチェック機能は果たせない。このため、電力会社に都道府県が大株主となっているように、新生日本郵政も地方公共団体の首長や地域団体に一定比率の株式を割り当て、地域の声を会社経営に反映させる資本政策を導入すべきである。また、政府は個人の株式保有期間が長くなるにつれ議決権数が増えるフランス型の「期間対応型議決権制度」の導入へ法制度の整備を検討すべきである。

3. **全国一律のユニバーサルサービスは、勤労者、生活者を支える基礎的サービスにとどめる業務範囲に限定せよ。付加的ないし収益事業は、地域・地方ブロック単位で郵便局が地域的特性と主体性を活かし住民サービスと職員の動機付けに役立つビジネスモデルを開発せよ。**

国際的にはユニバーサルサービスの対象とすべき基礎的金融サービスの範疇について、公共料金支払いのための小切手発行や年金受け取りなど最低限の金融サービスのための口座開設にとどめる米国諸州型のライフライン概念もあれば、その種の基礎的銀行サービスに加えて小口融資など付加的なサービスもその対象とする概念まである。このため、わが国でも現在のゆうちょ銀行、かんぽ生命保険会社もユニバーサルサービス義務化や根拠法を個別業法から特別法に移管するに際しては、業務範囲や取引額の上限設定のあり方などについて基本的な考え方を整理し、いわゆる“民業圧迫論”との調整も必要であろう。

資料4 ユニバーサルサービス概念のモデル

行政機関の窓口代行業務など付加的、収益事業は、郵便局会社と各地の郵便局の主体性を尊重し、地域特性を活かした「地域に密着したサービスの提供」を目指すべきである。

4. **国債投資への異常な偏重を段階的に改革し『官から民へ』の資金還流を促す中長期目標の設定を義務づけよ。**

民営・分社化後2年経過した現時点でも、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険両社のポートフォリオは、①国債偏重とリスクヘッジ手段の制約から金利リスク等に極めて脆弱である、②ポートフォリオのリバランスをしようにも、政府の国債管理政策が立て直されない限り国債・財投債買受け偏重の大幅改善は期待できない、③貯金残高の59.7%(105.9兆円=09年3月)までが10年物定額貯金など定期性貯金に偏重しているため、資金調達コストの不安定性と経常収益に大きなブレが生じる、④民営・分社化前の旧契約分の資金は独立行政法人郵便貯金・簡易保険管理機構による「安全運用」の縛りがあるなど投資対象商品・通貨・地域の国際的多様化が難しい、⑤貯金残高、新規保険契約の反転増勢は期待しがたい、⑥投融资対象やリスクヘッジファンド手段の多様化策は、民業圧迫回避優先の郵政民営化委員会の判断に縛られてきた一など資金運用面の歪み改善と自由度の拡大が急がれる。

資料5 郵貯資金のシェアとポートフォリオ

(1) **現行の法制度でも、日本郵政グループの経営意思次第で可能な方策**

- (i) 直接に投融资を実施する**現物資産取得型**
- (ii) 直接に現物資産を取得する代わりに、信託受益権やSPC(特別目的会社)、ファンドなどのビークル(導管体)を通じて購入する**間接取得型**
- (iii) 信託受益権やファンドなどのビークルではなく、地域金融を行なう企業体、たとえば地域金融機関へ資本性資金を提供、支援する**出資型**

具体的には、①地方債への投資拡大、具体的には対象となる市町村を拡大する、②いわゆる「ご当地ファンド」の設定など地域をテーマとする私募ファンドへ投資、③CLO(ローン担保証券)、CBO(社債担保証券)、RMBS(住宅ローン担保証券)など地域金融機関がオリジネーターとして組成するストラクチャーへの投資、④普通株、優先株、劣後債(劣後ローン)などを通じた地域金融機関への資本性資金の提供、④PFI=Private Finance Initiative(地方公共団体が直接施設を整備するのではなく、民間資金を利用し

て民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法)一などは、地方サイドのニーズも高い現実的方策として検討すべきである。

資料6 日本郵政が自前でやらずとも可能な地方への資金還流

資料7 PFI法事業に郵貯簡保資金を

資料8 プロジェクトファイナンス日本郵政も参加を

(2) 「安心・安全の拠点」としての郵便局に相応しいリバースモーゲージ機能を

年金・医療費不安などを抱えた老後設計への支援策として、保有不動産の流動化策を講じる施策対応が急がれる。居住権は死ぬまで保障されつつ住宅を担保に毎年所要金額を一種の年金として借り入れ、生存中は利息のみ支払い借入元金は亡くなったときなどに、自宅を売却し一括返済で清算するリバースモーゲージ市場の拡大へ日本郵政と政府一体の取り組みを期待したい。

わが国のリバースモーゲージ市場はまだ緒に就いたばかり。厚生労働省が低所得の高齢者世帯に限定した「長期生活支援資金制度」を通じて、全国の社会福祉協議会を窓口土地を担保に生活費として月30万円以内の融資を行なっている。また、中央三井信託銀行や東京スター銀行、群馬銀行など民間金融機関の一部もリバースモーゲージを提供し始めているが、融資金額は担保とする土地評価額のせいぜい60%以内で、遺言信託サービスの利用などの条件も付いている場合が多く、対象は比較的富裕な層に限られるのが実情。

持家比率が60%を超え少子高齢化が進むわが国では、リバースモーゲージへの潜在需要は大きい。本格普及には、①中古住宅市場の流動性を高める施策と並行して、②リバースモーゲージは長期にわたる資産・債権管理が必要で、その間の金利変動リスク、住宅・不動産価格の変動リスク、所有者の長生きリスクなどをカバーする公的なリバースモーゲージ保険制度を整備することが必要である。

すでに、米国ではリバースモーゲージ制度がかなり普及し、資金を貸し出すのは民間金融機関だが、政府・連邦住宅庁(FHA)が2%の保険料を徴収してプールし、融資を受けた高齢者やリバースモーゲージへの投資機関・投資家にリスクヘッジ機会を提供するリバースモーゲージ公的保険を運営している。わが国でも、政府によるこうした法制度・環境整備と並行して、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険がリバースモーゲージ融資やその流通市場におけるリバースモーゲージ債券商品の買取りなど市場育成を図ることが期待される。

資料9 意思あるマネーに応える運用を

5. 国は、事後的規制・行政権よりも、事前的・日常的な株主権行使を

国策上必要な公共性の高い事業だが行政機関が行うよりも政府所有の株式会社形態で効率性を目指す「特殊会社」も、いわゆる「資本と経営の分離・分担」を求める商法の一般原則に当然服すべきである。しかし、公益や環境保全など利害関係者が多様化したステークホルダー社会を迎え、欧米では多数の加入者・投資家の思いと生活設計図を託された年金基金などの機関投資家が会社の行動に積極的に「モノをいう株主」として行動する傾向が強まっている。日本郵政グループの新経営陣にも、「所有と経営の接近時代」を認識した発想と行動を期待したい。

郵政改革法案を機に、郵政行政と日本郵政の監督体制を一元化することは必要であ

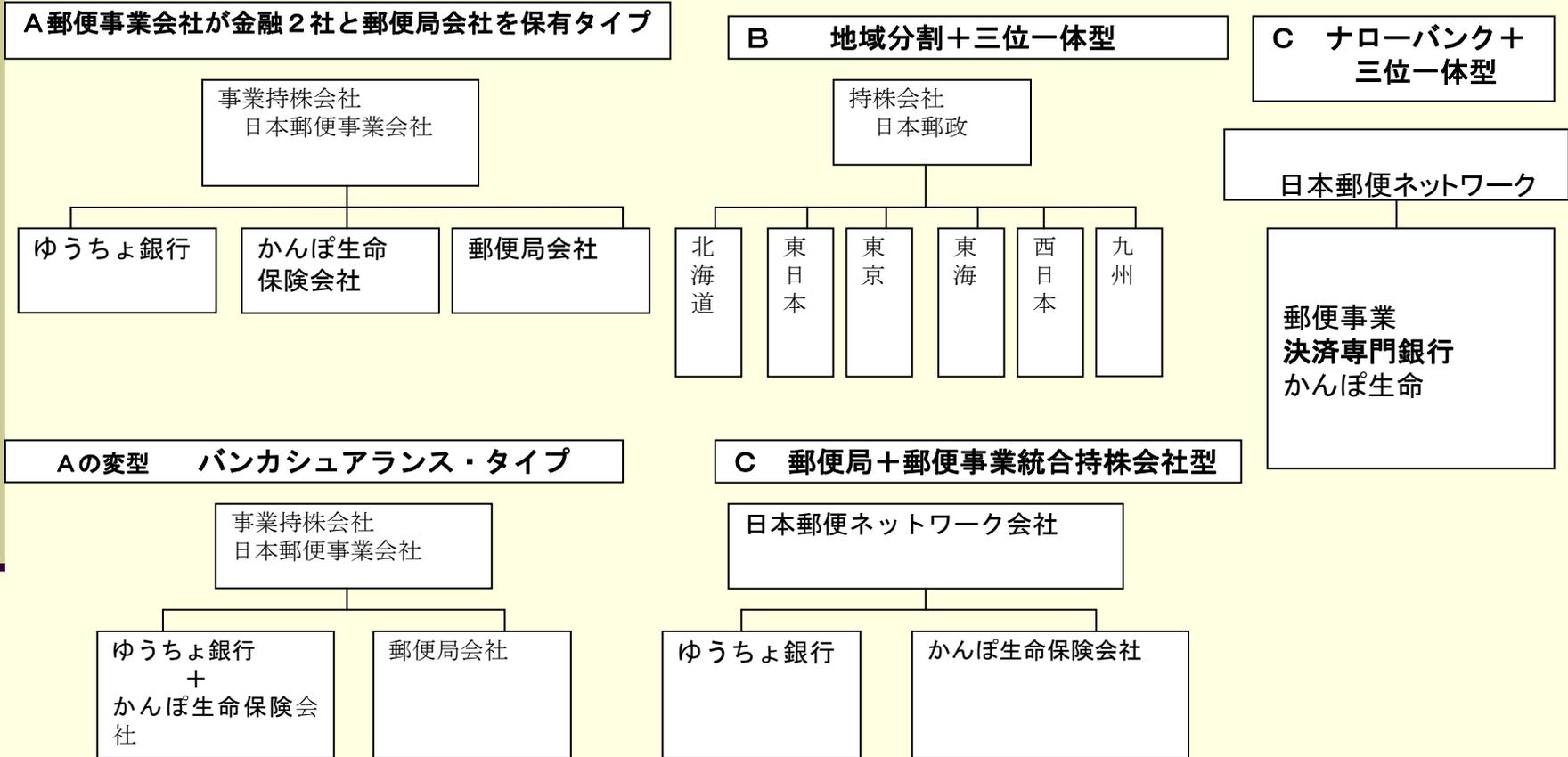
る、しかし、不適切な経営行動が現実に会社や国民共有の資産を損なう事態が発覚してから、主務大臣がやおら改善命令を発する事後的行政・監督権では、原状復元に新たなコスト負担を強いられる。むしろ、主務大臣は大株主としての権利をバックに経営陣との日常的な対話や協議を通じて経営行動を直接、間接にチェックし、その内容を議会に報告する透明性の高い株主権行使の道を追求するよう期待したい。 □

リテールバンキングで巧妙化する金融排除の態様

- **Physical Access Exclusion (地理的排除)**
リテールバンキング拠点の削減等地理的配置の再編成
- **Access Exclusion (審査厳格化による選別)**
リスク評価のプロセスを通じたアクセスの制限
- **Condition Exclusion (利用条件による選別)**
金融商品の取引金額・単位等厳しい利用条件の設定
- **Price Exclusion (支払い能力による選別)**
低所得層に高過ぎる金融商品価格・手数料設定等価格面で制約
- **Marketing Exclusion (商品設計段階での選別)**
商品開発・販売段階における対象顧客層の効果的な選別
- **Self-Exclusion (諦観層の形成)**
金融取引拒否等で利用意欲を失わせる

資料-2

統合後の「郵便ネットワーク会社」を親会社にすれば・・・。



資料—3 日本郵政グループが『特殊会社』形態を採用するメリット

	特徴と積極評価すべ側面	想定される課題
1) コーポレート・ガバナンスのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が設立する株式会社 ・ 国が一定の株式を保有し、ガバナンスの主体であり続ける ・ 株式会社として米国型委員会設置会社などのガバナンス形態を導入できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の自主性に関して政治や行政の潜在的な関与の可能性が残る
2) ユニバーサルサービスとネットワークの維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政三事業（郵便・貯金・保険）はいずれもシビルミニマムとしての側面があり、設置根拠法上、国が一定程度関与すべき事業であると位置づけられる ・ ユニバーサルサービスは確保される また、現状のネットワークは基本的に維持される 	
3) 事業基盤と成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行事業基盤を継続するので事業としての成立性に特に問題はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置根拠法上、ユニバーサルサービス等を義務付ける場合は、事業の成立性について検討する必要がある
4) 企業価値の増大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利潤強化を組織の行動原理とする場合は、企業価値の増大が期待される しかし、設置根拠法上一定の義務が課せられるなど国の関与が残るので、利潤動機に基づく企業価値の増大には限度がある 	
5) 公正競争の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「暗黙の政府保証が残り、民間業者との競争条件が異なる」との批判との調整が必要 ・ 郵政三事業の事業別もしくは地域別の事業体分割の当否についての検討が必要 ・ 特殊会社として事業範囲が法定されるため、郵政三事業以外の事業展開について制限が論議に
6) 地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体は特殊会社に必要な費用を払って社会福祉サービスを委託することができる 特殊会社はその受託義務を負う 	
7) 郵便局ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の全国一体の郵便局ネットワークは維持される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークの経済性を発揮する経営上の観点から特殊会社としての目的達成に支障のない範
8) 郵政三事業の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化のような兼業規制の制約がないので、同一法人格による一体経営も可能 	

9) 郵便事業	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの義務を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 信書の独占分野への民間事業者の参入問題は今後も論議に
10) 貯金事業	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスを義務付けることが可能 政府保証は廃止・預金保険制度に加入する 	<ul style="list-style-type: none"> 「暗黙の政府保証が残り、民間業者との競争条件が異なる」との批判との調整が必要 特殊会社として事業範囲が法定されるため、新規商品・サービス事業展開や預金上限額引き上げについての制約が論議に
11) 保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 政府保証は廃止・保険契約保護機構に加入する 	<ul style="list-style-type: none"> 「暗黙の政府保証が残り、民間業者との競争条件が異なる」との批判との調整が必要 特殊会社として事業範囲が法定されるため、新規商品・サービス事業展開や預金上限額引き上げについての制約が論議に
12) 資金運用	<ul style="list-style-type: none"> 財政資金の需要に応える規模の国債・財投債の買い入れ継続により債券市場における消化負担が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> 最大株主である政府の要請に応える規模の国債・財投債の買い入れ継続要請などによりポートフォリオのリバランスに時間がかかる 運用損による政府の潜在的損失リスク 政府は一定以上の株式保有義務を課せられるため、株主としての政府の立場と国債管理政策との間で利害相反が生じる恐れも。
13) 株式公開	<ul style="list-style-type: none"> 一定限度までの株式売却が可能なので、資本市場の規律の導入や、政府保有株式の売却による財政収入も期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 最大株主である政府の要請に応える規模の国債・財投債の買い入れ継続要請などによりポートフォリオのリバランスに時間がかかる 運用損による政府の潜在的損失リスク
14) 人事・労務	<ul style="list-style-type: none"> 政府が株主として経営行動に対するチェック機能が働く 非公務員なので独自の給与・労務政策の採用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣の任免に政府や政治家が過剰介入する恐れも
15) 株式公開	<ul style="list-style-type: none"> 一定限度までの株式売却が可能なので、資本市場の規律の導入や、政府保有株式の売却による財政収入も期待できる 従業員持株会制度の導入による社員の経営参加意識が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 最大株主である政府の要請に応える規模の国債・財投債の買い入れ継続要請などによりポートフォリオのリバランスに時間がかかる 運用損による政府の潜在的損失リスク
16) 国民との関係	<ul style="list-style-type: none"> JRやNTTの先行事例があり国民の理解が得易い 株式の一部売却により株主権を通じた利用者・加入者・地域社会の声を経営行動に反映しやすい 	

(出所)『郵政三事業の在り方について考える懇談会』報告書(2002.9)をベースに作成

資料—4 ユニバーサルサービス概念のモデル

□ EU（欧州連合）モデル

金融サービスを利用するパスポートとして当座預金口座を基礎的金融サービスとする点が特徴。
 当座預金口座は最低限の機能として、(a) 口座番号・分類コード、(b) ペーパーカードでその都度及び定期的に行う無制限の資金移動、(c) 小切手帳、(d) ATM 等機械による現金の引出し、(e) デビットカードサービスの機能を備えている。

□ ドイツモデル

いわゆる社会政策的金融機関 (Social Banking)としての機能もその範囲に含めているのが特徴。
 a) 金融機関の預金口座を通じた社会保障給付の受け取り等ライフライン的な銀行サービスの確保だけでなく、(b) 住宅貸付、(c) 生活基盤融資と中小企業融資、(d) 個別の限定的な投融資もその範疇に捉えている。

□ 英国モデル

小口・個人金融サービスを基礎的機能と2次的機能に分けて範囲を設定している点が特徴。

小口・個人金融サービスの基礎的機能と2次的機能

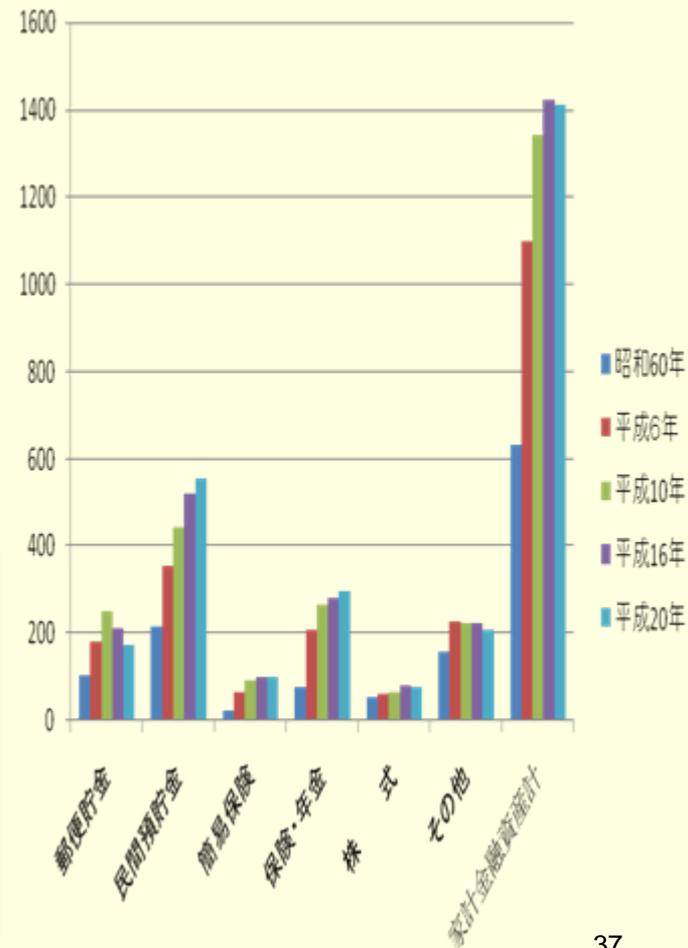
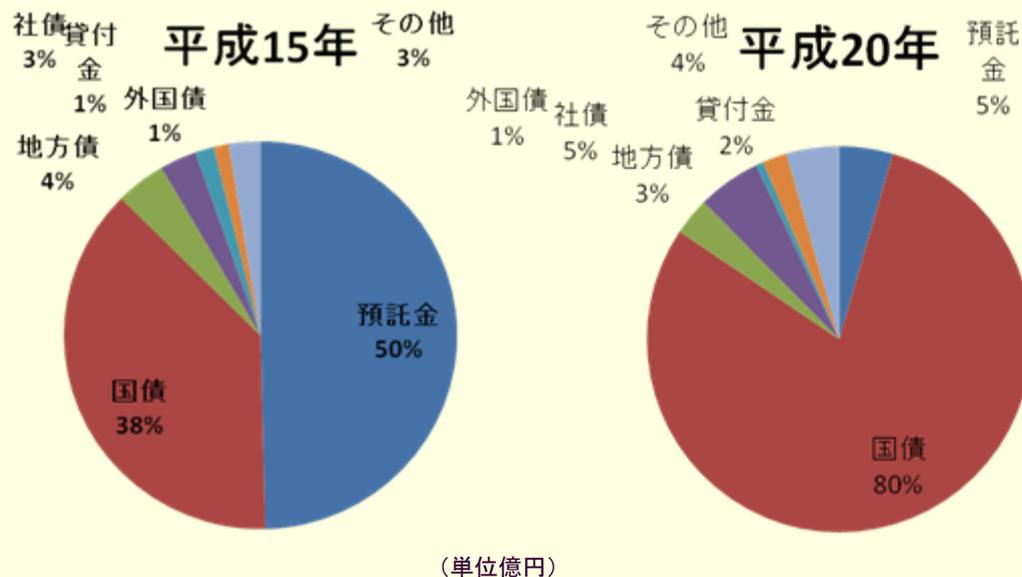
基礎的金融サービスの機能	2次的金融サービスの機能と必要条件
支店の窓口での預金の受け入れ	ATMからの現金引き出し (キャッシュポイントカードと暗証番号)
支店の窓口での預金の引き出し	ATMでの現金預け入れ
支店の窓口での小切手の預け入れ	小切手 (小切手帳)
口座への自動受け入れ	保証小切手 (小切手保証カード)
口座からの自動支払い	小売店でのキャッシュバック (デビットカード)
自動振替	POSでの電子的資金移送 (デビットカード)
自動引き落とし	テレホンバンキング (電話へのアクセス)
小切手の事前予刷	オンラインバンキング (コンピューターソフト)

(出所) Malcolm Lynch, Leo Haidar: "The Social Responsibility of Credit Institutions in the EU," *Community Reinvestment and other Opportunities for the Development of Social Economy Banking, UK Country Report*, 1997から作成。

(出所) EU 調査報告書 "The Social Responsibility of Credit Institution in the EU" (1998) から作成。

資料-5

郵便貯金のシェアとポートフォリオの推移



	預託金	国債	地方債	社債	外国債	貸付金	その他	合計
平成15年	112.7	86	9.4	6.9	3.5	2.8	5.9	227.3
平成16年	79.3	106.6	9.3	7.4	3.1	3.7	4.5	214
平成17年	46.6	124.3	8.6	7.8	3.1	4.1	5.8	200.5
平成18年	23.9	136	8.1	7.4	2.7	4.4	4.7	187.2
平成19年	20.7	156	7.5	7.8	0.4	3.7	4.9	201
平成20年	8.7	155	6.1	10.3	1.2	4.0	8.6	193.9

日本郵政グループが自前でやらなくても ゆうちょ／かんぽ資金を地域・市民へ流せる

投資手法としては、現物資産を購入する直接的な手法、何らかのピークルを介入させる間接的な手法とに分けられる。

① 現物資産への投資

② 間接的手法（スタティック型）

直接、現物資産を購入するのではなく、信託受益権、SPC、ファンド等のピークル（導管体）を通じて購入。スタティック型とは、組成時のポートフォリオが案件終了まで継続するもので、期中の入替を行わない手法（入替を行うものは、マネージド型といわれる）。マネージド型に比べ、コストが低い一方で、期中での状況変化には対応できない。

③ 間接的手法（マネージド型）

直接、現物資産を購入するのではなく、信託受益権、SPC、ファンド等のピークル（導管体）を通じて購入。マネージド型の特徴は、投資運用会社がポートフォリオを管理し、期中での資産入替を行い、ポートフォリオの価値向上を行う点（ただし、前述の通り、その分のコストが発生）。

④ 間接的手法（地方へ資金還流をしている企業体への出資等）

信託受益権やファンド等のピークル（導管体）ではなく、地域金融を行う企業体（地域金融機関等）への資本性資金の提供を行うことで、その円滑化をサポートするという考え方によるもの。



資料-7

PFI法 (Private Finance Initiative) 事業に郵貯・簡保資金を

PFIの基本理念

- 公共部門による民間からの公共サービス購入
- VFM (Value for Money) の最大化
- 官民の適正なリスク分担

PFIの対象事業

対象となる公共施設等 (PFI法第2条)

1. 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
2. 庁舎、宿舍等の公用施設
3. 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
4. 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設及び研究施設
5. 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの



公共サービスを民間から購入

リスク分担も明確なプロジェクトファイナンスへ日本郵政も参加を

なぜプロジェクトファイナンスか

- **事業の継続**: 社会資本整備事業であるため、潰さない工夫が必要。
 - コーポレートファイナンス: 企業の信用力に裏付けられたファイナンス
 - プロジェクトファイナンス: 事業性に基づく(より事業の継続性を追求)
- **リスク分担**: プロジェクトファイナンスにおいては事業に伴う様々なリスクを抽出、リスクを最も適切にコントロール可能な立場にいる者がそのリスクを分担。
- **契約構成**: かかるリスクの分担とコントロールの実現ため、プロジェクトの権利・義務関係を契約として明確に位置づけ、それぞれの責任を法の下で明らかにする。

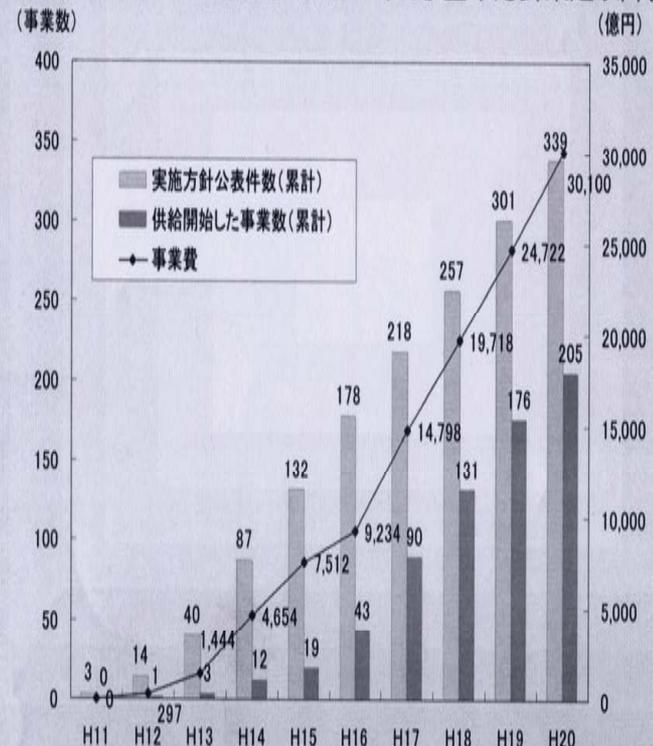
PFI事業において、官と民、さらに事業に参加する民間企業間のリスク分担の明確化及び権利・義務関係の契約による規定が不可欠

プロジェクトファイナンスはこの条件を具体的かつ最も効率的に満たせる手法

PFIの急速な広がり

- 実施方針公表数(累計): 339件
- 供給開始した事業数(累計): 205件
- 事業費(累計): 約3兆円

(基準日: 平成11年7月 PFI法制定、平成12年3月 基本方針策定以降、平成20年度末)



(出典: 内閣府PFIホームページ公表資料より抜粋)

日本郵政グループは“意思あるマネー”の受け皿開発を

「志ある」おカネの使い方は色々ある

フェアトレード

発展途上国の産品をフェア（公正）な価格で買い取り経済成長を助ける仕組み。無農薬など環境にも配慮。最終価格は通常より1~2割程度割高になることが多い

カーボンオフセット

自分が排出する二酸化炭素（カーボン）を相殺（オフセット）すべく寄付をしたり、上乘せ価格で購入したりする行為。1トンあたり4000円前後

ネット経由

ネット上のサイトを閲覧してクリックすると、1クリック1円などが特定のボランティア団体に寄付される。スポンサー企業の広告宣伝費が原資になる

ポイント寄付

ネット通販などでためたポイントを1ポイント=1円換算などで寄付する仕組み

社食で寄付

プログラムを導入する会社の社員食堂で、特定のメニューを食べるたびに1食20円が途上国の学校給食費支援に寄付される仕組み

エコ預金

地銀や信用金庫が提供することが多い、地域の環境改善などを目指した預金。預金の一部が寄付に回るものや、水質やゴミの量など環境指標に連動して金利が上下するものなどがある

預金

出資

消費

新しい寄付

NPOバンク

介護や福祉など地域の社会性の高い事業に対して資金を貸し出す非営利のNPOバンクに出資、その活動を支援する。出資金は1万~10万円程度が多い

棚田などオーナー制度

コメや果物、野菜など農水産物の「オーナー」となり、その耕作・収穫の権利を得る。現地での農作業など参加型のことが多い。年2万~3万円程度が多い

市民投資ファンド

自然エネルギーを使った発電事業や社会性の高い事業を運営するための資金を募集するファンドに投資する。商法上の匿名組合契約を結ぶ場合が多い。1万~10万円程度

投資

疑似私募債

知り合いなど、限られた少数の個人が資金を提供し、代わりに借用証書として疑似的な債券などを受け取る。実態は民法上の金銭消費貸借に当たる。金額は様々

SRIファンド

環境配慮や女性の登用など社会的責任を果たしている企業を選定して、その株を重点的に組み込んだ投資信託。公募型では現在約50本、7500億円が運用中。通常1万円程度から購入可能